

※注）この「条文改正に伴う補正情報」は、平成 31 年 4 月 12 日時点における情報です。
また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

V O L . 1 労働基準法・労働安全衛生法

1. 労働基準法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
31	□*2 の図表内 「昇給に関する事項」を除き、書面の交付により～	「昇給に関する事項」を除き、 <u>原則として、書面の交付により～</u>
64	ちょっとアドバイス イ) 本文 2 行目 又はフレックスタイム制を採用する～	又はフレックスタイム制 (<u>清算期間が 1 か月を超えるものである場合は除く</u>) を採用する～
87	(3) の① 1 つ目の□ 届け出ることをもって 足りる 。	届け出ることをもって <u>本来の届出に代えることができる</u> 。

◆訂正表

頁	誤	正
69	ちょっとアドバイス 事例内 平成 30 年 7 月 (完全週休 2 日制)	平成 31 年 4 月 (2 か所) (完全週休 2 日制 <u>(土・日)</u>)

2. 労働安全衛生法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
192	□「厚生労働省令で定める資格」の本文 イ) の a) 2 行目 →修めた者 3 行目 →又は 4 行目 →認められる者	○ <u>修めて卒業した者</u> ○ <u>若しくは</u> ○ <u>認められる者又は当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者</u>

199	【職務内容】 全文	下記【差替①】（改正内容を含め整理した）
213	(2)の条文 4) 事業者は、 <u>委員会における議事で重要なもの</u> に係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。	4) 事業者は、 <u>委員会の開催の都度、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。</u> 1. <u>委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容</u> 2. 前号に掲げるもののほか、委員会における議事で重要なもの
267	ここをチェック イ)の本文 当たり 100 時間を超え、～	当たり <u>80</u> 時間を超え、～
	ここをチェック ロ)の見出し 面接指導の実施方法等	ロ) <u>原則の面接指導の実施方法等</u>
270	□*2の本文 3.の2行目 看護師又は精神保健福祉士	<u>歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師</u>
290	Advance □*1 第1項の～	□*1 第1項及び第2項（ <u>同条第3項において準用する場合を含む</u> ）の～

◆訂正表

○訂正情報なし

【差替①】

【職務内容】 「厚生労働省令で定める事項」は、次の事項で<u>医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u> - 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 <u>原則的な面接指導及び新技術、新商品等の研究開発に係る業務従事者に係る面接指導並びに面接指導を行う労働者以外の労働者に係る健康への配慮に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</u> - 心理的な負担の程度を把握するための検査（<u>ストレスチェック</u>）の実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 - 作業環境の維持管理に関すること。 - 作業の管理に関すること。 1.～5.に掲げるもののほか、<u>労働者の健康管理</u>に関すること。 - 健康教育、健康相談その他<u>労働者の健康の保持増進を図るための措置</u>に関すること。 - 衛生教育に関すること。 - 労働者の<u>健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置</u>に関すること。

V O L . 2 労働者災害補償保険法・雇用保険法・労働保険徴収法

1. 労働者災害補償保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
26	3,940 円	<u>3,950</u> 円
29	3,940 円 →2 か所	<u>3,950</u> 円
61	ちょっとアドバイス 図表内	
62	105,290 円	<u>165,150</u> 円
	52,650 円	<u>82,580</u> 円
	57,190 円 →3 か所	<u>70,790</u> 円
	28,600 円 →3 か所	<u>35,400</u> 円

◆訂正表

○訂正情報なし

2. 雇用保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
184	12,210 円、 10,980 円→2 か所	<u>12,220</u> 円、 <u>10,990</u> 円
185	15,740 円、 16,500 円、 14,990 円、 13,500 円	<u>15,750</u> 円、 <u>16,520</u> 円、 <u>15,010</u> 円、 <u>13,510</u> 円
188	1,294 円→2 か所	<u>1,295</u> 円
196	ここをチェック f)	(施行規則の確定による補正)
197	1. ～いずれか連続する 3 か月において労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(当該受給資格者が～にあつては当該定める時間)に規定する時間を超える時間外労働が行われたこと。	○～いずれか連続した 3 か月以上の期間において労働基準法第 36 条第 3 項に規定する限度時間に相当する時間数(当該受給資格者が～にあつては当該規定する制限時間に相当する時間数)を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと。
	2. ～前 6 か月間のうちいずれか 1 か月 で 100 時間を超える時間外労働が行われたこと。	○～前 6 か月のうちいずれかの月において 1 か月当たり 100 時間以上、時間外労働及び休日労働が行われたこと。
	3. ～前 6 か月間のうちいずれか連続した 2 か月以上の期間の時間外労働時間を平均し 1 か月当たり 80 時間を超える時間外労働が行われたこと。	○～前 6 か月のうちいずれか連続した 2 か月以上の期間の時間外労働時間及び休日労働時間を平均し 1 か月当たり 80 時間を超えて、時間外労働及び休日労働が行われたこと。

216	13,500 円→2 か所	<u>13,510</u> 円
221	13,500 円→2 か所	<u>13,510</u> 円
258	◆給付率及び支給上限額の表の下	下記【追加①】
261	ちょっとアドバイス ①1 段目の 2 行目 加算された期間が 4 年を超える者を除く)～	加算された期間が 4 年を超える者及び 夜間において教育訓練を行う教育訓練 講座その他の就業を継続して教育訓練 を受けることができる教育訓練講座の 教育訓練を受け、修了した者(当該教育 訓練を受けている者を含む)を除く)～
279	14,990 円	<u>15,010</u> 円
284	16,500 円	<u>16,520</u> 円
267 270	359,899 円	<u>360,169</u> 円

◆訂正表

頁	誤	正
267	ここをチェック 2 つ目□ b)と c)の記述内容	下記【差替②】
271	ここをチェック 3 つ目□ c)と d)の記述内容	下記【差替②】と同じ

【追加①】

支給額	一般教育訓練給付	専門実践教育訓練給付	
		原則	資格取得かつ雇用実績
年間上限	10 万円	40 万円	56 万円
支給上限 (長期教育上限)	—	120 万円 (160 万円)	168 万円 (224 万円)
一の支給限度期間		168 万円 (長期教育の場合は 224 万円)	

【差替②】

b) その月の初日から末日まで引き続いて、 ① <u>被保険者であること</u> ② 育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月であること
--

3. 労働保険徴収法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
315	ここをチェック 1つ目□本文 5行目として「追加」 6行目 →この届出は、「<u>保険関係成立届</u>」を所轄労働基準監督署長又は～ ここをチェック 2つ目□本文 6行目 →「<u>名称、所在地等変更届</u>」を所轄労働基準監督署長又は～	○f) 「<u>建設の事業</u>」にあつては、当該事業に係る請負金額（消費税等相当額を除く、以下同じ）等 etc. ○この届出は、所轄労働基準監督署長又は～ <u>所定事項を記載した届書</u>を所轄労働基準監督署長又は～
317	Advance イ) 本文3行目 a) 保険関係成立届 b) 名称・所在地等変更届 c) 代理人選任・解任届	a) <u>保険関係の成立の届出</u> b) <u>事業の変更事項の届出</u> c) <u>代理人関連の届出</u>
325	ちょっとアドバイス ①本文 1行目 →「<u>保険関係成立届</u>」を提出することとなるが、 4行目 →<u>保険関係成立届</u>を提出する必要はない。	○<u>保険関係の成立の届出</u>をすることとなるが、 ○<u>その届出の必要はない</u>。
326	③の本文 2行目 「一括有期事業報告書」を一括事務所の～	<u>所定の事項を記載した報告書</u>を一括事務所の～
328	ここをチェック 1つ目□の2行目 下請負人を事業主とする認可申請書を所轄～	<u>所定の事項を記載した申請書</u>を所轄～
330	条文 1行目 →<u>継続事業一括申請書</u>を、 9行目 →<u>継続被一括事業名称・所在地変更届</u>を、	○<u>所定の事項を記載した申請書</u>を、 ○<u>所定の事項を記載した届書</u>を、
365	ここをチェック 図表内 提出書類 労働保険料還付請求書	<u>所定の事項を記載した請求書</u>
380	ちょっとアドバイス ②の本文3行目 当該超過額の還付を労働保険料還付請求書によって～	当該超過額の還付を<u>所定の事項を記載した請求書</u>によって～
383	Advance 2つ目□【承認申請】の本文2行目 印紙保険料納付計器設置承認申請書を当該印紙保険料納付計器を～	<u>所定の事項を記載した申請書</u>を当該印紙保険料納付計器を～

384	(2) 条文の 1 行目 あらかじめ、 <u>雇用保険印紙購入通帳交付申請書を所轄</u> ～	あらかじめ、 <u>所定の事項を記載した申請書を所轄</u> ～
	Advance □の 4 行目 通帳を添えて、 <u>雇用保険印紙購入通帳更新申請書を所轄</u> ～	通帳を添えて、 <u>所定の事項を記載した申請書を所轄</u> ～
386	【印紙保険料の納付状況】の本文 1 行目 印紙保険料納付状況報告書によって、	<u>所定の事項を記載した報告書によって、</u>
	【印紙保険料納付計器の使用状況】の本文 1 行目 印紙保険料納付計器使用状況報告書によって、	<u>所定の事項を記載した報告書によって、</u>
395	Advance 2018 年→3 か所	<u>2019 年</u>
401	ここをチェック 1 つ目□の 2 行目 労働保険事務組合認可申請書をその主たる事務所の所在地を～	<u>所定の事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を～</u>
403	条文 1 行目 →遅滞なく、労働保険事務等処理委託届を、 4 行目以下 →2) 前項の規定は、—	○遅滞なく、 <u>所定の事項を記載した届書</u> を、 ○下記【差替③】
	ここをチェック【委託できる事務】の 4 行目 保険関係成立届、労災保険又は雇用保険の任意加入申請書、	<u>保険関係の成立の届出</u> 、労災保険又は雇用保険の任意加入の <u>申請</u> 、

◆訂正表

○訂正情報なし

【差替③】

労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があったときは、遅滞なく、所定の事項（労働保険事務の処理の委託を解除した事業主の氏名又は名称等、委託を解除された年月日、理由等）を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

VOL. 3 国民年金法・厚生年金保険法

1. 国民年金法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
108	条文内図表 基準月が平成 30 年度に属する月～	下記【差替④】 基準月が平成 <u>31</u> 年度に属する月～
111	Advance ほかの数値	下記【資料①】参照
117	②平成 30 年度の年金額	②平成 <u>31</u> 年度の年金額 下記【差替⑤】
134	ちょっとアドバイス	下記【資料②】参照

◆訂正表

頁	誤	正
27	条文 第 1 項 (第 3 号被保険者を除く) 届け出なければならない。	○(第 3 号被保険者を除く、 <u>次項において同じ</u>) ○届け出なければならない。 <u>*1</u>
	条文 第 4 項 受理したときを除く *1) ～	受理したときを除く) ～
28	ちょっとアドバイス 2 つ目 □ 全文	下記【差替⑥】

【差替④】

対象月数	金額	対象月数	金額
6 月以上 12 月未満	49,230 円	24 月以上 30 月未満	196,920 円
12 月以上 18 月未満	98,460 円	30 月以上 36 月未満	246,150 円
18 月以上 24 月未満	147,690 円	36 月以上	295,380 円

【差替⑤】

年金の種類	法定基準額	実際の支給額
老齢基礎年金（満額）	780,900 円×改定率	780,100 円
障害基礎年金	第 1 級	第 2 級×1.25
	第 2 級	780,900 円×改定率
遺族基礎年金（基本額）	780,900 円×改定率	780,100 円
子の加算	第 2 子まで	224,700 円×改定率
	第 3 子から	74,900 円×改定率
振替加算の基準額	224,700 円×改定率	224,500 円

【差替⑥】

□被保険者（第2号被保険者及び厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報（機構とは「地方公共団体情報システム機構」のこと）の提供を受けることができる者を除く）の氏名（又は住所）の変更の届出は、当該事実があった日から 14日以内に、所定の事項（個人番号又は基礎年金番号等）を記載した届書を市町村長に提出することによって行わなければならない。

【資料①】

名目手取り賃金変動率	1.006（平成30年物価変動率 1.010×平成27～29年度の3年平均実質賃金変動率 0.998×平成28年度可処分所得割合変化率 0.998）
物価変動率	1.010（対前年比+1.0%）
スライド調整率	0.998（平成27～29年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率 1.001×平均余命の伸び定率 0.997）
特別調整率（前年度までの未調整分の累計）	0.997
算出率（前年度改定率に乗じる率）	1.001（名目手取り賃金変動率 1.006×スライド調整率 0.998×未調整分 0.997）
改定率	0.999（前年度改定率 0.998×算出率 1.001）

【資料②】

平成31年度法定額（月額）	17,000円
名目賃金変動率	0.998（平成29年物価 1.005×平成27年度実質賃金 0.993）
平成31年度保険料改定率	0.965（前年度改定率 0.967×名目賃金変動率 0.998）
平成31年度保険料額（月額）	16,410円（17,000円×0.965：対前年比+70円）
平成32年度保険料額（月額）	16,540円（17,000円×0.973：対前年比+130円）

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
282 283 294 295 296	46万円	47万円
340 343	ちょっとアドバイス 1つ目□	下記【資料③】
347	(2) 平成30年度年金額	(2) 平成31年度年金額 下記【差替⑦】

◆訂正表

頁	誤	正
295	ここをチェック 1つ目□ 被保険者である日又は～	被保険者である日(前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る)又は～
344	1つ目□「平成30年度再評価率」は～	削除

【差替⑦】

定額部分の額

	本来の額	実際の支給額
定額部分の定額単価	1,628 円×改定率	1,626 円

加給年金額

	本来の額	実際の支給額
配偶者の加算	224,700 円×改定率	224,500 円
子の加算	第2子まで	224,700 円×改定率
	第3子から	74,900 円×改定率

老齢厚生年金の特別加算額

受給権者の生年月日	本来の額	実際の支給額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200 円×改定率	33,200 円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300 円×改定率	66,200 円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500 円×改定率	99,400 円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600 円×改定率	132,500 円
昭和18年4月2日以後	165,800 円×改定率	165,600 円

その他の額

給付の種類	実際の支給額
障害厚生年金の最低保障額	585,100 円
障害手当金の最低保障額	1,170,200 円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算額	585,100 円

【資料③】

名目手取り賃金変動率	1.006(平成30年物価変動率1.010×平成27～29年度の3年平均実質賃金変動率0.998×平成28年度可処分所得割合変化率0.998)
物価変動率	1.010(対前年比+1.0%)
スライド調整率	0.998(平成27～29年度の3年平均公的年金被保険者数の変動率1.001×平均余命の伸び定率0.997)
平成31年度従前額改定率	昭和13年4月1日以前に生まれた者:1.000 昭和13年4月2日以後に生まれた者:0.998

VOL. 4 健康保険法・一般常識

1. 健康保険法

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
158	ちょっとアドバイス 3つ目□ 全国一律 <u>1.57%</u> (平成 <u>30</u> 年度適用率)	全国一律 <u>1.73%</u> (平成 <u>31</u> 年度適用率)

◆訂正表

頁	誤	正
85	(2)の条文 表組みの2段目左欄 当該療養に食事療養及び生活療養が含まれるとき	当該療養に食事療養が含まれるとき
119 120	(4)の高額療養費算定基準額の表 ア)～ウ)の3段分	<u>削除</u>
	(4) ちょっとアドバイスに追加	□現役並み所得者(標準報酬月額が28万円以上の被保険者)については、外来療養に係る高額療養費算定基準額の救済措置は適用されなくなった。

2. 社会一般

◆新旧対照表

頁	改正前	改正後
351	ちょっとアドバイス 「平成 <u>30</u> 年度の拠出金率」は、1,000分の <u>2.9</u> と～	「平成 <u>31</u> 年度の拠出金率」は、1,000分の <u>3.4</u> と～

◆訂正表

頁	誤	正
322	(5) 条文2段目(法5条) b) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <u>改正</u>	b) 成年被後見人又は被保佐人、破産者で復権を得ないもの

3. 労働一般

◆新旧対照表

○補正情報なし

◆訂正表

○訂正情報なし